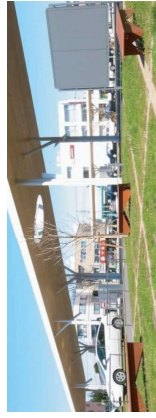
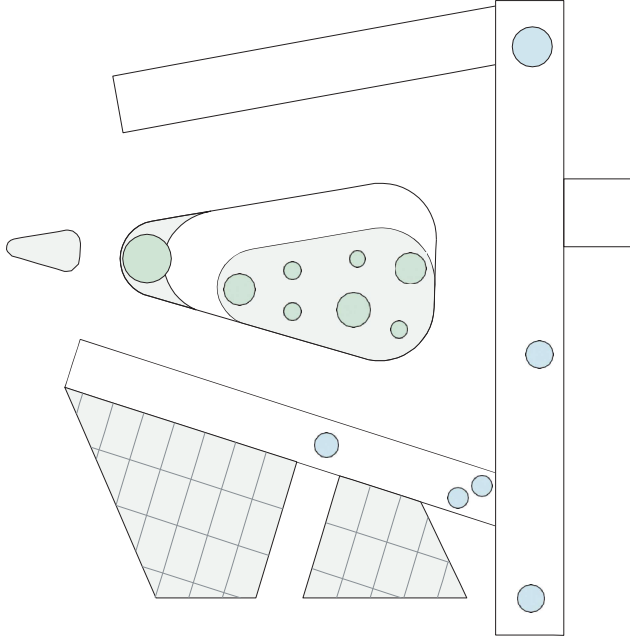


北本駅西口駅前多目的広場 使用の手引き



ご使用上の注意

ご利用者様または第三者がこの広場の使用を誤り、使用中に生じた故障、その他の不具合またはこの広場の使用によって受けられた損害については、法令上賠償責任が認められる場合を除き、当市は一切その責任を負いませんので、あらかじめご了承ください。

北本駅西口駅前広場改修事業

改修事業の概要

北本駅西口駅前広場は、市の西エリアの人口増加に伴い、昭和50年に誕生しました。それから約35年が経過し、駅前広場は、交通量増大による交通の雑音、施設の老朽化、バリアフリーへの対応など、いくつかの課題をかかえることとなります。そこでこれらの課題を解決し、さらに中心市街地の活性化に向けた改修事業を行うこととなりました。

改修の計画策定にあたっては、『北本らしい“顔”の駅前づくりプロジェクト』を立ち上げ、市民と専門家、行政が一緒になって、地域資源や人材を掘り起こし、北本の玄関口にふさわしい駅前広場について考えてきました。その結果、雑木林から根株を移植してくことや、人が集える多目的広場の設置など、ユニークな駅前広場として、平成24年リニューアルが行われました。

交通広場から交流広場へ

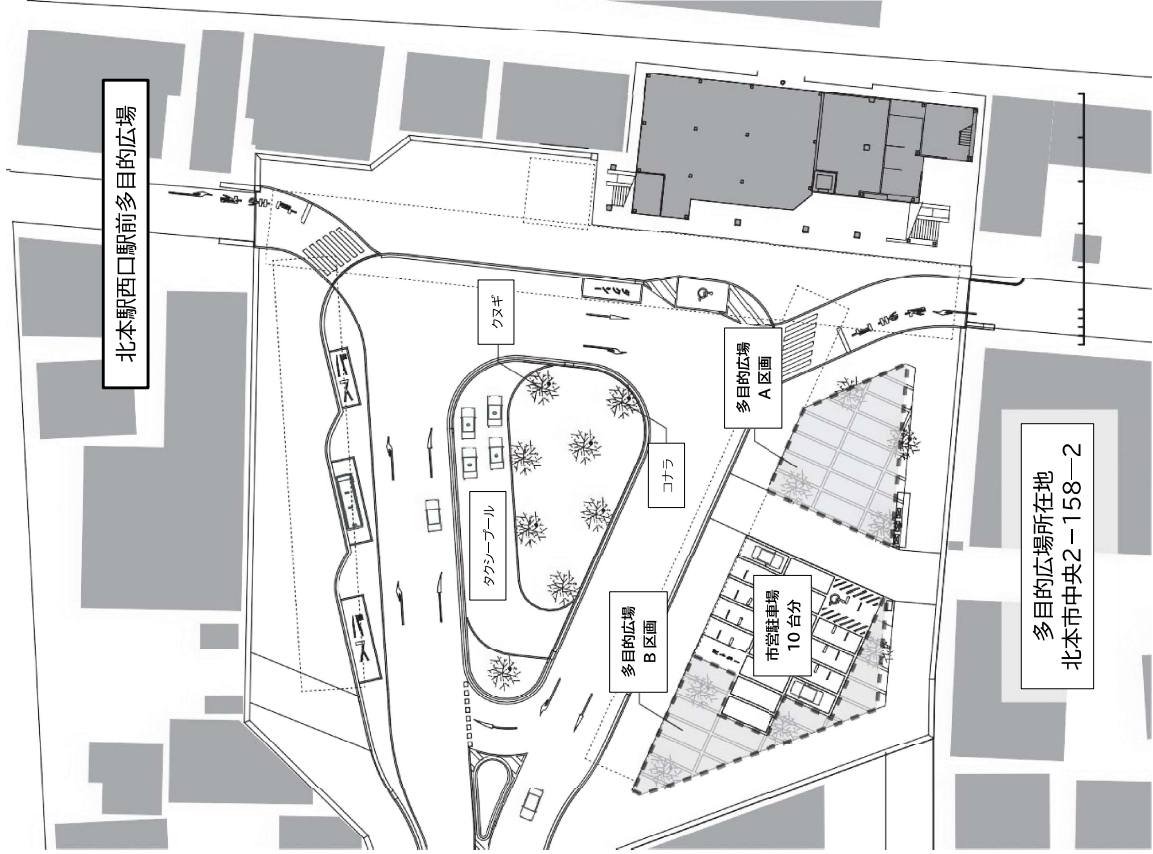
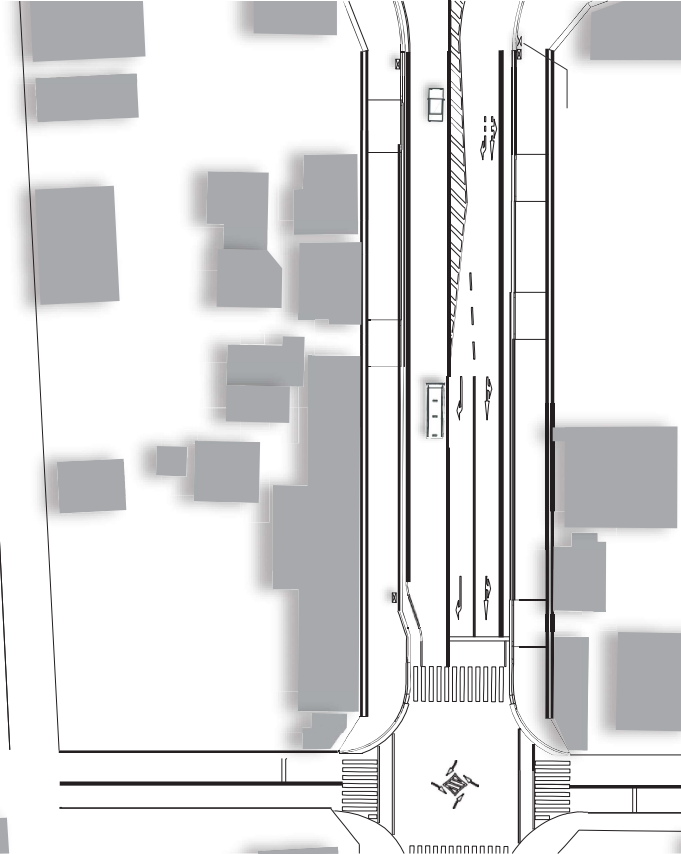
今までの駅前広場は、通勤・通学者を都心へと送る「ポンプ」のような役割を果たしてきました。しかしながら、通勤・通学者人口は、少子高齢化により確実な減少傾向にあります。そのような中、新しい世代にとつての広場は、単なるポンプとしての役割から、とどまる・憩う場所へと徐々に変化していくことが求められます。

そこで、新しい広場では、今までの交通機能を整理し、無駄の無い機能的なレイアウトとし、た上で、広場が新しい役割を担えるよう、植栽帯や多目的広場が加えられました。

また、広場の計画段階からつくづくただでなく、完成後の広場をどのように活用していくのか、その使い方についても議論してきました。このように、北本駅西口広場は交通広場としてだけでなく、まちの玄関口、インデックスとなる新たな役割を担いはじめました。



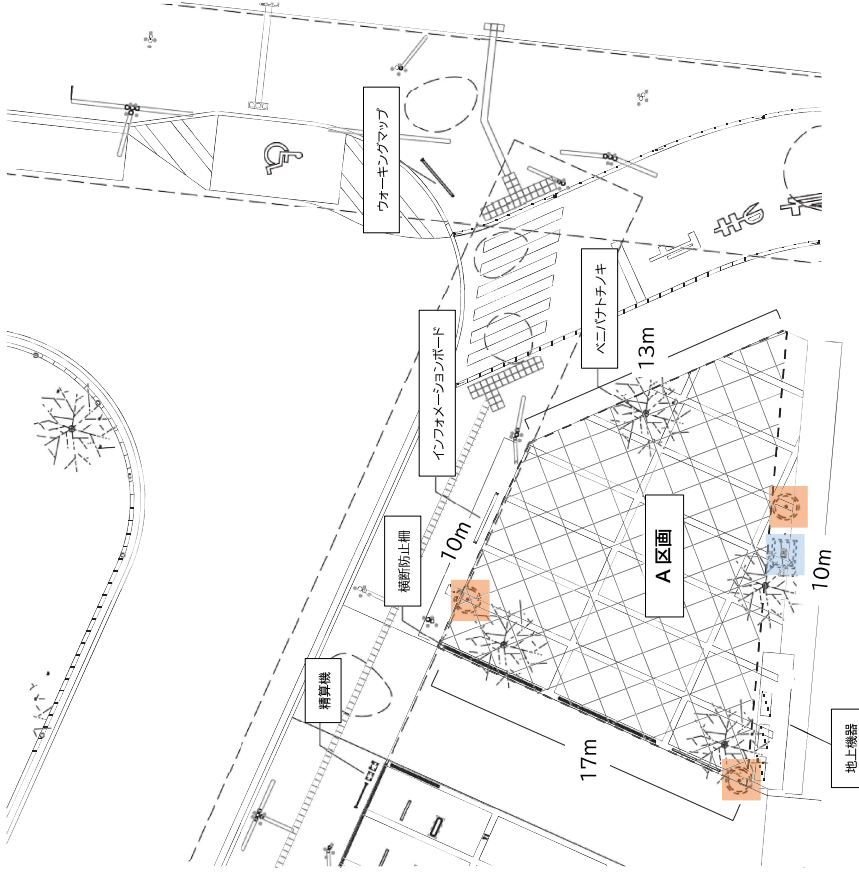
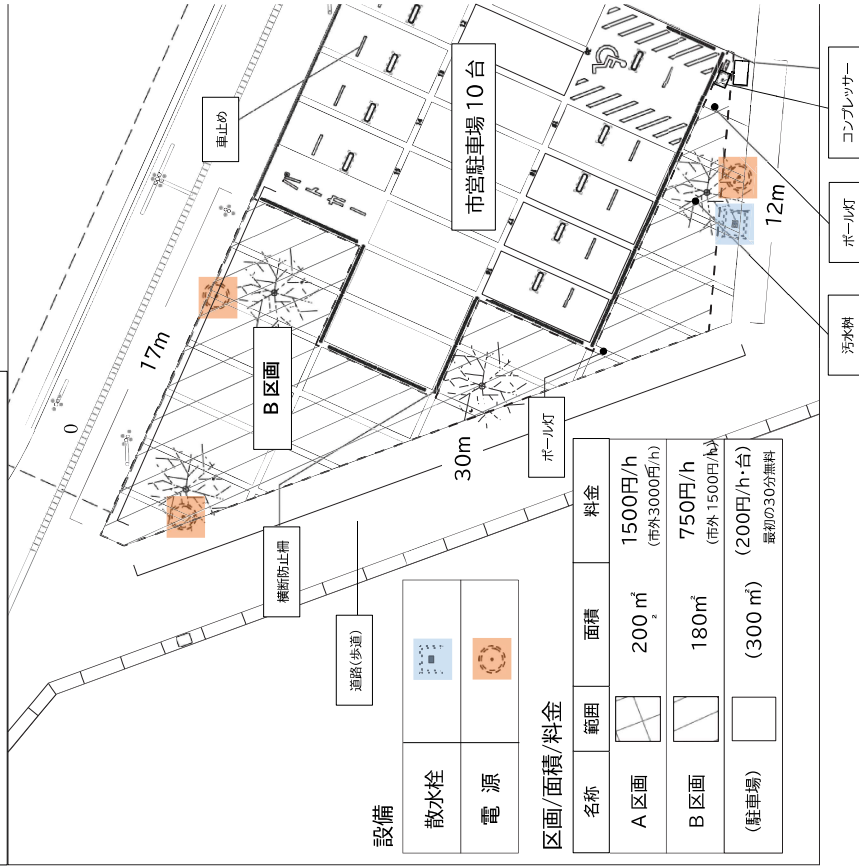
広場全体図



多目的広場所在地
北本市中央2-158-2



多目的広場平面図



● 区画と面積

- ・A 区画：200 m²
- ・B 区画：180 m²
- ・合計：380 m²

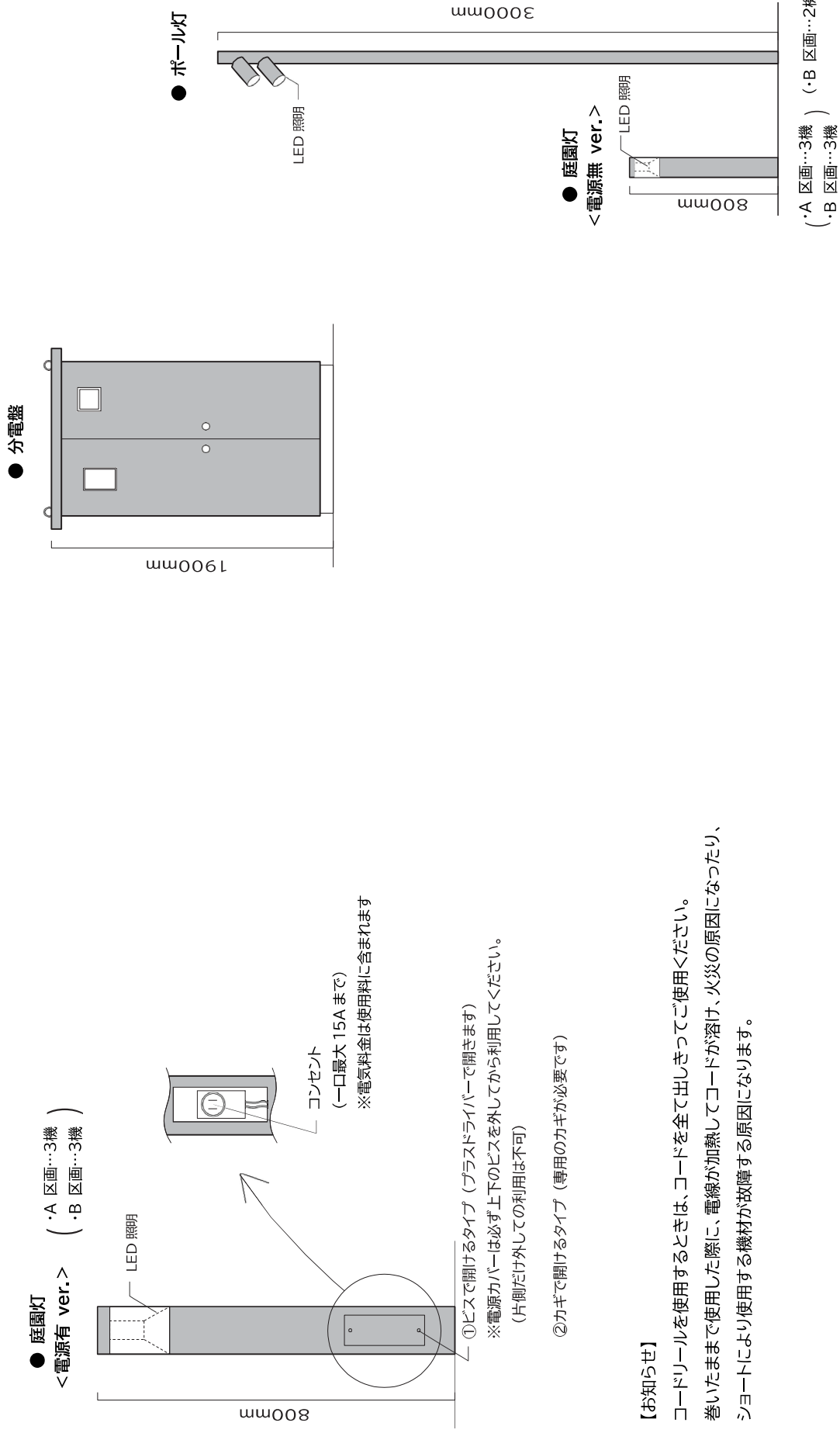
● 設備一覧

- ・散水栓：2か所
- ・電源：6か所

● 使用時間

9:00～22:00 ※12月29日から1月3日を除く

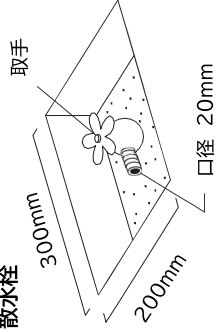
照明施設 (分電盤)



(・A 区画…3機)
(・B 区画…2機)

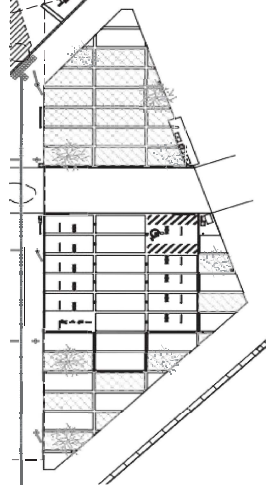
インフラ設備・植栽

● 散水栓

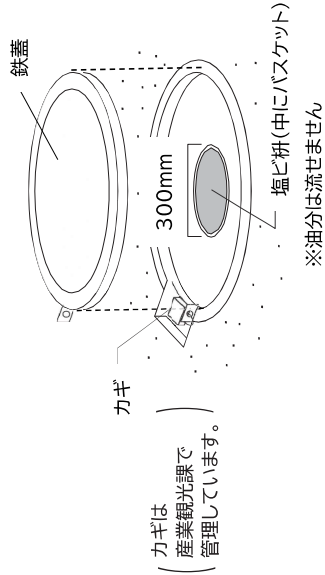


● 芝生(ティフトン419)

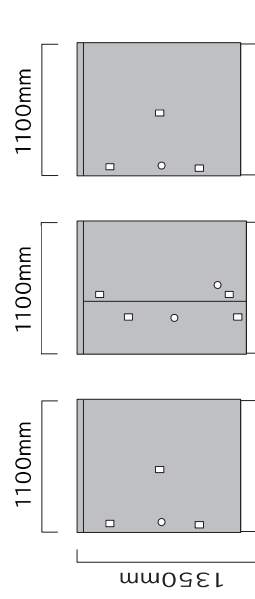
右図の網掛け部分は土の部分です。



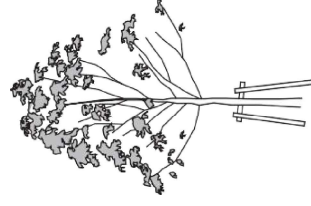
● 汚水枡



● 地上機器



● 樹木(ベニバトチノキ)



ベニバトチノキ

科名：トチノキ科

開花期：5月～6月

落葉期：11月～1月

● 樹木(クヌギ・コナラ)



クヌギ

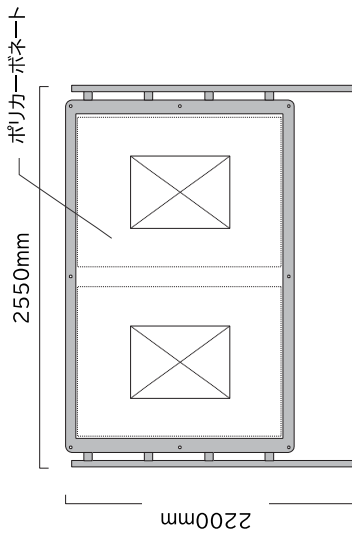
科名：ブナ科コナラ属

コナラ

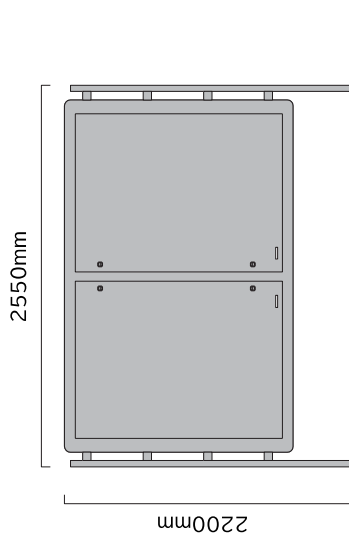
科名：ブナ科コナラ属

インフォメーションボード

● インフォメーションボード〈オモテ面〉



● インフォメーションボード〈ウラ面〉



※インフォメーションボードは産業観光課が管理していますので、
 掲示希望の方は次ページをご参照ください。

● インフォメーションスケジュール

月	火	水	木	金	土	日
				2週間前 掲示開始	←	
						→
			↑	イベント 当日		

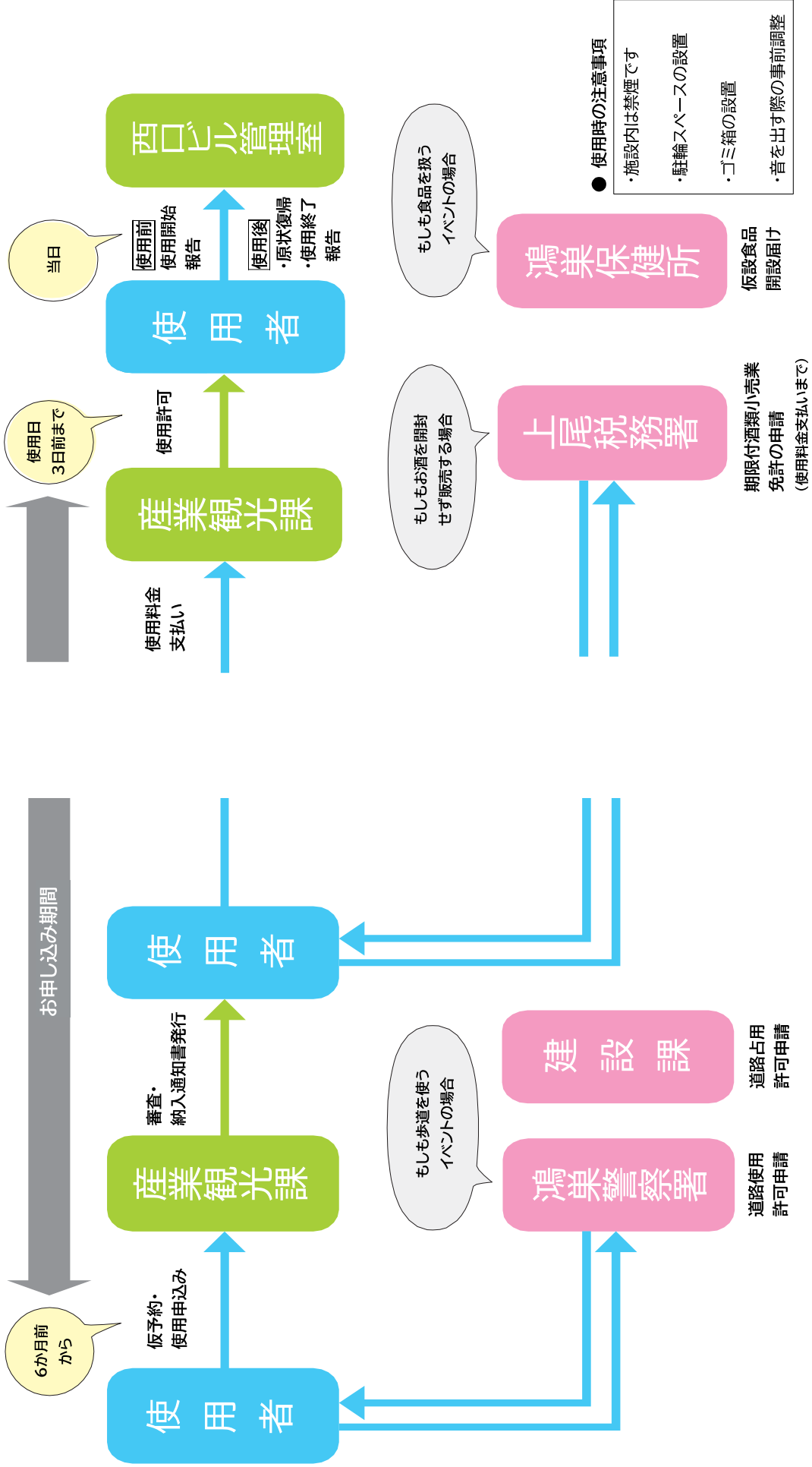
イベントの原則 2 週間前からポスター等の掲示が可能です。
 掲示希望の際は、ポスター等にイベント問い合わせ先を明記の上、
 産業観光課までお持ちください。

※1イベントにつき原則1枚、A3サイズまで

【お知らせ】

イベント等のポスター掲示場所はこのインフォメーションボードの他、駅自由通路内
 掲示板や市役所内掲示板などがあります。また、市広報紙への掲載については掲
 示板コーナーをご利用ください。詳しくは広報担当までお問い合わせください。

使用手続きの流れ

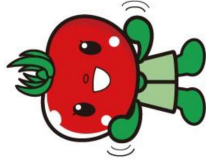


仮予約・申込み

- ① ウェブでの仮予約
公共施設予約システムをご利用ください。



QR コードはこちら➔



※北本市ホームページ内で検索する際は

公共施設予約システムのご利用

で検索

- 施設の案内・予約 → 施設名で探す
- 北本市北本駅西口駅前多目的広場

- ② 電話での仮予約
北本市産業観光課にお問合せください。
電話：048-594-5530

- ③ 窓口での仮予約
北本市役所産業観光課(2階)にお越しください。

いずれの方法でも使用日の6ヶ月前から仮予約が可能です

CHECK LIST

- 使用可能日時は午前9時から午後10時までです。
(12月29日～1月3日までの6日間を除きます)
- 引き続いて使用できる期間は6日間が限度です。
- 使用時間は搬入・搬出、設置・撤去時間を含みます。

仮予約から1週間以内に下記の申請書を産業観光課に提出し、正式な申込みとなります。

様式第1号 (第3条関係)
北本駅西口駅前多目的広場使用許可申請書
〇〇年×月〇日
(宛先) 北本市長

住所	北本市〇〇町
氏名	北本トマ子
団体名	NPOトマトの会
代表者氏名	北本トマ子
電話	()

北本駅西口駅前多目的広場を次のとおり使用したいので申請します。

使用日 年〇月×日(金)

使用時間 10時00分から16時00分まで

使用目的 トマトゼミット in きたまもと

使用内容 トマト料理をつかったトマトPRと
トマト(リコピオン)に関する講演会

使用区画 A区画 B区画 参加人数 50名

設備の便 電源 有 無 水道 有 無
インフォメーションボード 有 無

定められた使用料	A区画	B区画	合計
	円	円	円

※ 本欄内だけ記入してください。

期	い	年	月	日				
決	裁	年	月	日				
許	可	年	月	日				
許	可	番	号					

CHECK LIST

- 使用許可申請書を提出して初めて申込みとなります。
仮予約から1週間以内に産業観光課に申請書を提出して下さい。
- 営業許可書等、許認可の写しの提出
- 同時出店の場合、出店者リストを提出して下さい。

使用許可・使用料

1/1 頁

北本市公共施設利用許可書

許可番号 ■■■■■■■■ 令和 4年 3月 22日

平384-01
埼玉県北本市 ■■■■■■■■

北本 トポテック
TOPOTECK 様(印)

北本市長
サンプル
MSZS1521

次のとおり、北本市公共施設の利用を許可します。

発行番号	■■■■■■■■	利用券番号	■■■■■■■■
施設	北本市北本駅東口駅前多目的広場		
施設内の場所	北本市駅前多目的広場A区画		
利用目的 (行楽名称)	PTA研修をかねたPTA役員トレーニングに際しての研修会 PTA 研修		
利用日時	令和 4年 4月 1日 (金) 17時00分～21時00分		
利用責任者 利用人数	■■ 人	出席予定者数	■■ 人
出席者 出席予定者数	■■ 人	入場予定者数	■■ 人
会社管理用具	■■ 人		
受付施設	北本市北本駅東口駅前多目的広場		
日付	施設内の場所	利用時間	利用人数
(印)	北本市駅前多目的広場A区画	17:00～21:00	■■■■
必要設備	必要設備	必要設備	必要設備

基本使用料	6,000円	希望使用料	希望使用料
備前使用料	0円	減免額	0円
減免額	0円	消費税	0円
合計	6,000円		

- CHECK LIST**
- 申込み時にお渡した納入通知書にて使用料の納付をお願いいたします。領収書を提示いただき、利用許可書をお渡します。
 - 使用内容を変更する場合は、変更申請手続きが必要でです。

● 使用料

	1時間あたり	1時間あたり
	北本市内の方※	それ以外の方
A 区画	1,500円	3,000円
B 区画	750円	1,500円

※北本市、鴻巣市及び桶川市に居住し、又は事務所等を有する方を指します。
※電気・水道料金は使用料に含まれます。

● 使用料早見表 (使用時間:午前9時から午後10時まで)

(千円)

	1h	2h	3h	4h	5h	6h	7h	8h	9h	10h	11h	12h	13h
市内/A	1.5	3	4.5	6	7.5	9	10.5	12	13.5	15	16.5	18	19.5
市内/B	0.75	1.5	2.25	3	3.75	4.5	5.25	6	6.75	7.5	8.25	9	9.75
市内/A+B	2.25	4.5	6.75	9	11.25	13.5	15.75	18	20.25	22.5	24.75	27	29.25
市外/A	3	6	9	12	15	18	21	24	27	30	33	36	39
市外/B	1.5	3	4.5	6	7.5	9	10.5	12	13.5	15	16.5	18	19.5
市外/A+B	4.5	9	13.5	18	22.5	27	31.5	36	40.5	45	49.5	54	58.5

※引き続き使用できる期間は6日間が限度です。

● 免除規定

- 使用料を免除することができる事業は、次に掲げる事業となります。
- ・市又は市の教育機関が主催する事業
 - ・市が構成員となっている団体が主催する事業
 - ・市又は市の教育機関が共催する事業
 - ・上記のほか、公益団体が行う事業で市長が必要と認めたもの

公益団体とは…

- 北本市スポーツ協会 (加盟団体を除く)
- 北本市スポーツ少年団 (登録団体を除く)
- 北本市レクリエーション協会 (加盟団体を除く)
- 北本市コミュニティ協議会 (地域コミュニティ委員会を含む)
- 社会福祉法人北本市社会福祉協議会 (支部を含む)
- NPO 法人北本市観光協会
- 北本市商工会

事前打合せ・使用にあたって・現状復帰

詳しい使用内容について、下記の資料を用意した上で産業観光課と事前打合せを行ってください。

- ・申請書又は営業許可書の写し
- ・企画書(タイムテーブル、レイアウト図、人員配置図 etc...)
- ・関係官庁への申請書又は許認可等の写し

CHECK LIST

- 使用時間は搬入・搬出、設営・撤去時間を含みます。
- 使用時の注意事項の内容をお読みください。
- 関係官庁への申請を適宜行ってください。
- 使用上の疑問点等がありましたらお気軽にお問合せください。

使用にあたって、下記のチェックリストを参考に対応をお願いします。

CHECK LIST

- 設営・撤去は、事前打合せに基づいて行ってください。
- 作業開始時は、西口ビル管理室へ直接使用開始の報告をしてください。
- 電源灯の電源を使用される方は、西口ビル管理室への作業開始報告の際に専用のカギを借りてください。
- 使用期間中、責任者は会場に常駐してください。

使用が終了したら、下記のチェックリストを参考に現状復帰と清掃を行い、使用完了の報告を西口ビル管理室へお願いします。

● 現状復帰

CHECK LIST

- 使用後は直ちに持ち込み機材を撤去してください。
- 広場周辺のゴミの回収を十分に行ってください。
- 電源・散水栓を使用した場合、蓋や取手の確認とカギの返却。
- 作業終了時は、西口ビル管理室へ直接作業終了の報告をしてください。

● 使用完了の報告

北本駅西口駅前多目的広場確認表

使用日時	令和 年 月 日 時 ~ 時
使用区画	A ・ B
団体名	
代表(責任)者名	
電話番号	
確認事項	広場内のゴミ清掃
	備品の片付け・整理整頓
	その他広場内施設の確認
	庭園灯のカギの返却
その他	

※次に利用する人の身になって、来た時よりも美しく。
※ゴミ等はお持ち帰りください。

→使用終了後に記入し、西口ビル2階管理室へ提出

関係官庁への申請

● 道路占用許可申請

多目的広場以外の歩道または車道上をイベントで占用する際、道路占用許可申請が必要となります。

[根拠法令等]

道路法第32、39条

北本市道路占用料徴収条例

北本市建設課維持補修担当

TEL:048-594-5525

住所:北本市本町1-111市役所2階

● 道路使用許可申請

多目的広場以外の歩道または車道上をイベントで使用する際、道路使用許可申請が必要となります。

[根拠法令等]

道路交通法第77、78条

道路交通法施行規則第10条

埼玉県鴻巣警察署

TEL:048-543-0110(代)

住所:鴻巣市東 4-1-3

● 臨時出店届け出

飲食物を扱うイベントを開催する際には、臨時出店届け出の提出が必要となります。

埼玉県鴻巣保健所

TEL:048-541-0249(代)

住所:鴻巣市東 4-5-10

● 期限付酒類小売業免許申請

イベント等の会場で、その開催期間中、臨時に酒類を販売する際には、期限付酒類小売業免許を受けする必要があります。

[根拠法令等]

酒税法第9条

法令解釈通達第2編第9条第2項関係《期限付酒類小売業免許の取扱い》等

埼玉県上尾税務署

TEL:048-770-1800(代)

住所:上尾市大字西門前 577

● 露店等の開設届出書

イベント等の会場で、その開催期間中、火器を利用する露店を開設する際には、露店等の開設届を提出する必要があります。

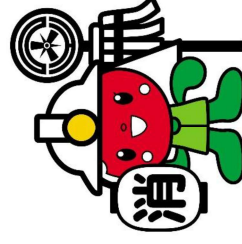
[根拠法令等]

埼玉県中央広域事務組合火災予防条例

北本消防署

TEL:048-592-5005

住所:北本市緑3-396



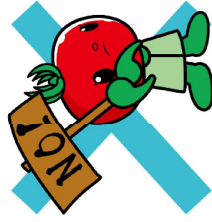
ここに掲載している条件は抜粋版です。
具体的な許可の条件や申請については、
各関係官庁にお問合せください。

※ 本申請前に各許可、届出を完了して
おく必要があります。

使用時の注意事項

● ゴミ箱の設置について

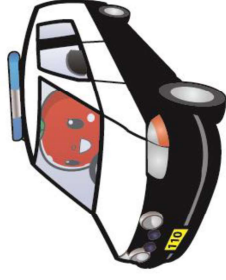
広場内でのポイ捨てを防止し、広場を綺麗に保つために、イベント時のゴミ箱の設置をお願いします。特に、飲食物を扱うイベントを開催する際には、主催者側で必ず用意してください。



- 施設内での喫煙について
施設内は禁煙です。

● 駐輪スペースの設置について

イベント等を開催する上で、自転車でお越しの方が予想される場合は、周辺店舗のご迷惑にならないよう、広場内に駐輪スペースの確保をお願いします。また、歩行者の安全を確保するために、誘導員の設置をお願いします。



● 音源の設置について

多目的広場で音を出すイベント等を行う場合は、事前に周辺店舗や住宅(下図の濃く塗られた建物)に対して開催内容をお知らせし、ご理解をいただいた上で実施してください。詳しくは、産業観光課との事前打合せを行った際にご確認をお願いします。なお、社会実験をおこなった際の考察を以下に記しますので、企画の際の参考にお使いください。

- ・音楽のジャンルには好き嫌いの好みが分かれるので、フルバンドでのロックは理解を得にくい。アコースティックを推奨。
- ・ステージの向きによって反響音が大きくなるケースがある。ロータリーに向けてステージを設置することを推奨。
- ・休みの日であっても午前中の音出しは不快と感ずることがある。イベントでの音出しは午後からを推奨。



よくあるお問合せ

Q1. 市営駐車場を利用してイベントを開催できますか？

市営駐車場については貸出しを行っておりません。

A・B 区画と合わせて、駐車機能を停止し駐車スペースを使用することが出来る場合は、市の主催又は共催の事業に限ります。

Q2. 歩道上を利用してイベント等を開催できますか？

歩道上でイベント等を開催したい場合、許可申請により歩道の一部利用が可能です。北本市建設課に道路占用許可申請を、鴻巣警察署に道路使用許可申請を、それぞれ提出し指示にしてください。

なお、電源・水道の利用は多目的広場利用時に限ります。

Q3. イベントで使用する備品を借りることはできますか？

イベントに使用する備品等は、原則主催者側でご用意ください。

Q4. 広報方法についてノウハウをもっていないので教えてください

広報については、原則主催者側をお願いしています。広場脇にあるインフォメーションボードは開催の2週間前から掲示が可能です。

また、北本市広報紙への掲載につきましては、掲示板コーナーをご利用いただけます。

Q5. 電源は広場全体でどれくらい使えますか？

電源は A・B 区画にそれぞれ3カ所ずつ、計6カ所あります。一口の負荷容量は1500W です。それぞれの区画で4500W まで、広場全体で9000W まで利用可能です。

ご参考に

● 市内別会場のご案内

・文化センター／ホール、展示ホール、会議室、創作室、和室等

住所：北本市本町1-2-1 TEL：591-7321

・市民交流プラザ（駅西口ビル2階）多目的ルーム

住所：北本市中央2-172 TEL：594-5509

・サンアメニティ北本キャンパブフィールド／ホール、工作室、屋外広場

住所：北本市高尾9-143 TEL：593-0008

・各地域学習センター／ホール、会議室、和室、調理室等

市内8カ所

その他、北本市ホームページ施設情報をご覧ください。

● 北本駅利用者データ

・乗降客数：1日平均約28,000人の方が北本駅を利用しています。

・ピーク時間帯：朝 6:30 ～ 8:30

夜 18:30 ～ 20:00

北本駅西口駅前多目的広場 使用の手引き

著作・編集 北本市市民経済部産業観光課

更新日 2024年 4月

問合せ 北本市市民経済部産業観光課

TEL 048-594-5530

MAIL a03100@city.kitamoto.lg.jp